国立大学法人東京農工大学大学院工学府産業技術専攻に勤務する教育職員の給与支給細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （支払方法等） 第４条　（略） ２　前項に定める給与のほか、国立大学法人東京農工大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第28条に定める通勤手当を支給する。 ３　（略）	本則 （支払方法等） 第４条　（略） ２　前項に定める給与のほか、国立大学法人東京農工大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第28条に定める通勤手当及び第37条の２に定める入試手当を支給する。 ３　（略）	

附　則（平成31年３月25日細則第31号）

この細則は、平成31年３月25日から施行し、平成30年度に実施する入学試験に係る入試手当の支給から適用する。